

政治資金監査に関する研修テキスト（目次） ー新旧対照表ー

旧	新	改定概要
政治資金監査に関する具体的な指針・・・・・・・・・・21	政治資金監査に関する具体的な指針・・・・・・・・・・21	
はじめに・・・・・・・・・・ 23	はじめに・・・・・・・・・・ 23	
I．政治資金監査の目的・・・・・・・・・・25	I．政治資金監査の目的・・・・・・・・・・25	
1．政治資金規正法の目的・基本理念・・・・・・・・・・25	1．政治資金規正法の目的・基本理念・・・・・・・・・・25	
2．政治資金監査導入の経緯・・・・・・・・・・26	2．政治資金監査導入の経緯・・・・・・・・・・26	
3．政治資金監査の基本的性格・・・・・・・・・・26	3．政治資金監査の基本的性格・・・・・・・・・・26	
4．政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け・・・・・・・・28	4．政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け・・・・・・・・28	
II．登録政治資金監査人・・・・・・・・・・30	II．登録政治資金監査人・・・・・・・・・・30	
1．登録政治資金監査人の資格・・・・・・・・・・30	1．登録政治資金監査人の資格・・・・・・・・・・30	
（1）資格・・・・・・・・・・30	（1）資格・・・・・・・・・・30	
（2）業務制限・・・・・・・・・・31	（2）業務制限・・・・・・・・・・31	
2．登録政治資金監査人の職務・・・・・・・・・・33	2．登録政治資金監査人の職務・・・・・・・・・・33	
3．登録政治資金監査人の責任・・・・・・・・・・33	3．登録政治資金監査人の責任・・・・・・・・・・33	
III．国会議員関係政治団体・・・・・・・・・・35	III．国会議員関係政治団体・・・・・・・・・・35	
1．国会議員関係政治団体の定義・・・・・・・・・・35	1．国会議員関係政治団体の定義・・・・・・・・・・35	
2．国会議員関係政治団体の会計責任者の責務・・・・・・・・・・35	2．国会議員関係政治団体の会計責任者の責務・・・・・・・・・・35	
3．政治団体の区分に異動があった場合の留意事項・・・・・・・・38	3．政治団体の区分に異動があった場合の留意事項・・・・・・・・38	
IV．政治資金監査指針① 一般監査指針・・・・・・・・40	IV．政治資金監査指針① 一般監査指針・・・・・・・・40	
1．一般的な留意事項・・・・・・・・・・40	1．一般的な留意事項・・・・・・・・・・40	
2．調査方法・・・・・・・・・・40	2．調査方法・・・・・・・・・・40	
3．政治資金監査契約の締結・・・・・・・・・・42	3．政治資金監査契約の締結・・・・・・・・・・42	
4．政治資金監査契約書において規定すべき事項・・・・・・・・43	4．政治資金監査契約書において規定すべき事項・・・・・・・・43	
（1）一般的事項・・・・・・・・・・43	（1）一般的事項・・・・・・・・・・43	
（2）登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任・・・・・・・・44	（2）登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任・・・・・・・・44	
（3）秘密保持義務・・・・・・・・・・45	（3）秘密保持義務・・・・・・・・・・45	
（4）使用人等の監督等・・・・・・・・・・45	（4）使用人等の監督等・・・・・・・・・・45	
（5）契約の解除・・・・・・・・・・45	（5）契約の解除・・・・・・・・・・45	
5．政治資金監査契約に係る留意事項・・・・・・・・46	5．政治資金監査契約に係る留意事項・・・・・・・・46	
V．政治資金監査指針② 個別監査指針・・・・・・・・47	V．政治資金監査指針② 個別監査指針・・・・・・・・47	
1．法第19条の13第2項第1号に掲げる事項・・・・・・・・47	1．法第19条の13第2項第1号に掲げる事項・・・・・・・・47	
2．法第19条の13第2項第2号に掲げる事項・・・・・・・・48	2．法第19条の13第2項第2号に掲げる事項・・・・・・・・48	
（1）領収書等の記載事項の確認・・・・・・・・48	（1）領収書等の記載事項の確認・・・・・・・・48	
（2）領収書等亡失等一覧表の作成要求・・・・・・・・49	（2）領収書等亡失等一覧表の作成要求・・・・・・・・50	
（3）高額領収書等のあて名等の確認・・・・・・・・50	（3）高額領収書等のあて名等の確認・・・・・・・・51	

（４）会計帳簿の必要記載事項の確認.....	52	（４）会計帳簿の必要記載事項の確認.....	53
３．法第１９条の１３第２項第３号に掲げる事項.....	58	３．法第１９条の１３第２項第３号に掲げる事項.....	58
４．法第１９条の１３第２項第４号に掲げる事項.....	60	４．法第１９条の１３第２項第４号に掲げる事項.....	60
（１）一般的事項.....	60	（１）一般的事項.....	60
（２）領収書等を徴し難い事情の具体例.....	61	（２）領収書等を徴し難い事情の具体例.....	61
VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング.....	62	VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング.....	63
１．会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的.....	62	１．会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的.....	63
２．ヒアリング事項.....	62	２．ヒアリング事項.....	63
（１）会計処理方法.....	63	（１）会計処理方法.....	64
（２）支出項目の区分の分類.....	64	（２）支出項目の区分の分類.....	65
（３）書面監査では支出の状況が確認できなかったもの.....	64	（３）書面監査では支出の状況が確認できなかったもの.....	65
（４）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの.....	65	（４）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの.....	66
VII. 政治資金監査報告書.....	69	VII. 政治資金監査報告書.....	70
１．政治資金監査報告書の記載事項.....	69	１．政治資金監査報告書の記載事項.....	70
２．政治資金監査報告書記載例.....	74	２．政治資金監査報告書記載例.....	75
（１）政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合.....	74	（１）政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合.....	75
（２）会計帳簿に記載不備がある場合.....	76	（２）会計帳簿に記載不備がある場合.....	78
（３）会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合.....	78	（３）会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合.....	80
		（４）収支報告書に支出が計上されていない場合.....	84
		<u>VIII. その他の留意事項.....</u>	<u>86</u>
		<u>１．政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用.....</u>	<u>86</u>
		<u>（１）政治資金監査チェックリスト.....</u>	<u>86</u>
		<u>（２）政治資金監査報告書チェックリスト.....</u>	<u>86</u>
		<u>２．収支報告書の提出後に生じた事情とその対応.....</u>	<u>86</u>

政治資金監査に関する研修テキスト 新旧対照表

旧	新	改定の概要
I . 政治資金監査の目的 1 . 政治資金規正法の目的・基本理念 1. 及び 2. （略） 2 . 政治資金監査導入の経緯 3. ～6. （略） 3 . 政治資金監査の基本的性格 7. ～11. （略） 4 . 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け 12. （略）	I . 政治資金監査の目的 1 . 政治資金規正法の目的・基本理念 1. 及び 2. （現行のとおり） 2 . 政治資金監査導入の経緯 3. ～6. （現行のとおり） 3 . 政治資金監査の基本的性格 7. ～11. （現行のとおり） 4 . 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け 12. （現行のとおり）	

Ⅱ．登録政治資金監査人 1．登録政治資金監査人の資格 （1）資格 1. ～5. （略） （2）業務制限 6. 及び 7. （略） 2．登録政治資金監査人の職務 8. ～10. （略） 3．登録政治資金監査人の責任 11. 及び 12. （略）	Ⅱ．登録政治資金監査人 1．登録政治資金監査人の資格 （1）資格 1. ～5. （現行のとおり） （2）業務制限 6. 及び 7. （現行のとおり） 2．登録政治資金監査人の職務 8. ～10. （現行のとおり） 3．登録政治資金監査人の責任 11. 及び 12. （現行のとおり）	
---	---	--

		○①を追加し、記載を明確化	
Ⅲ． 国会議員関係政治団体			
1． 国会議員関係政治団体の定義			
1. （略）			
2． 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務			
2. ～4. （略）			
<table><tr><th>収支報告書の提出先及び提出期限</th></tr><tr><td>（略）</td></tr></table>			収支報告書の提出先及び提出期限
収支報告書の提出先及び提出期限			
（略）			
<table><tr><th>収支報告書に併せて提出すべきもの</th></tr><tr><td>収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。 - 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの） _____ _____ _____ - 政治資金監査報告書 </td></tr></table>		収支報告書に併せて提出すべきもの	収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。 - 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの） _____ _____ _____ - 政治資金監査報告書
収支報告書に併せて提出すべきもの			
収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。 - 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの） _____ _____ _____ - 政治資金監査報告書			
3． 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項			
5. <u>1 2 月 3 1 日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している場合には、政治資金監査を受けなければならない。</u> <u>この場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。</u> <u>なお、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。</u>			
6. ～9. （略）			

		○①を追加し、記載を明確化	
Ⅲ． 国会議員関係政治団体			
1． 国会議員関係政治団体の定義			
1. （現行のとおり）			
2． 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務			
2. ～4. （現行のとおり）			
<table><tr><th>収支報告書の提出先及び提出期限</th></tr><tr><td>（現行のとおり）</td></tr></table>			収支報告書の提出先及び提出期限
収支報告書の提出先及び提出期限			
（現行のとおり）			
<table><tr><th>収支報告書に併せて提出すべきもの</th></tr><tr><td>収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。 - 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの） （振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。） - 政治資金監査報告書 </td></tr></table>		収支報告書に併せて提出すべきもの	収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。 - 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの） （振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。） - 政治資金監査報告書
収支報告書に併せて提出すべきもの			
収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。 - 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの） （振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。） - 政治資金監査報告書			
3． 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項			
5. <u>次の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。</u> <u>① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、1 2 月 3 1 日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体</u> <u>② 1 2 月 3 1 日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体</u> <u>これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。</u> <u>なお、上記②に関して、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。</u>			
6. ～9. （現行のとおり）			

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針	IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針
1. 一般的な留意事項 1. (略) 2. 調査方法 2. (略) 3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。 国会議員関係政治団体の主たる事務所 (略) 国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施 政治資金監査は、その適正さを確保するため、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととしている。 これは、会計帳簿や領収書等が主たる事務所にある場合、それらを移動させることによる紛失等の事故を防止するためのものであるが、他方、政治資金の使途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の主たる事務所での活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。 なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。 ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合 ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合 —	1. 一般的な留意事項 1. (現行のとおり) 2. 調査方法 2. (現行のとおり) 3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。 国会議員関係政治団体の主たる事務所 (現行のとおり) 国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施 政治資金監査は、その適正さを確保するため、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととしている。 これは、会計帳簿や領収書等が主たる事務所にある場合、それらを移動させることによる紛失等の事故を防止するためのものであるが、他方、政治資金の使途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の主たる事務所での活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。 なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。 ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合 ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合 ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合 —

(新設)				
4. (略)				
3. 政治資金監査契約の締結				
5. ～7. (略)				
4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項				
8. (略)				
(1) 一般的事項				
9. (略)				
10. 政治資金監査の体制及び政治資金監査を受ける体制 政治資金監査業務に従事する登録政治資金監査人及び業務従事者並びに登録政治資金監査人との連絡に <u>あたる</u> 会計責任者及び担当者の氏名、連絡先、地位、資格等を明らかにすること。	<table><tr><th>主たる事務所以外の実施場所の政治資金監査報告書への記載方法</th></tr><tr><td><u>主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定される。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、「Ⅶ. 2. (1) (※2)」の(例)のように主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1 監査の概要 (4)」に記載すること。</u></td></tr></table>	主たる事務所以外の実施場所の政治資金監査報告書への記載方法	<u>主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定される。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、「Ⅶ. 2. (1) (※2)」の(例)のように主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1 監査の概要 (4)」に記載すること。</u>	
主たる事務所以外の実施場所の政治資金監査報告書への記載方法				
<u>主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定される。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、「Ⅶ. 2. (1) (※2)」の(例)のように主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1 監査の概要 (4)」に記載すること。</u>				
11. ～14. (略)				
(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任				
15. 及び 16. (略)				
(3) 秘密保持義務				
17. (略)				

4. (現行のとおり)		
3. 政治資金監査契約の締結		
5. ～7. (現行のとおり)		
4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項		
8. (現行のとおり)		
(1) 一般的事項		
9. (現行のとおり)		
10. 政治資金監査の体制及び政治資金監査を受ける体制 政治資金監査業務に従事する登録政治資金監査人及び業務従事者並びに登録政治資金監査人との連絡に <u>当たる</u> 会計責任者及び担当者の氏名、連絡先、地位、資格等を明らかにすること。		○表現を統一。
11. ～14. (現行のとおり)		
(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任		
15. 及び 16. (現行のとおり)		
(3) 秘密保持義務		
17. (現行のとおり)		

(4) 使用人等の監督等 18. (略) (5) 契約の解除 19. 及び 20. (略) 5. 政治資金監査契約に係る留意事項 21. ～26. (略)	(4) 使用人等の監督等 18. (現行のとおり) (5) 契約の解除 19. 及び 20. (現行のとおり) 5. 政治資金監査契約に係る留意事項 21. ～26. (現行のとおり)	
---	--	--

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針		V. 政治資金監査指針② 個別監査指針		
1. 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に掲げる事項 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。 1. ～2. (略) 2. 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に掲げる事項 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。 3. (略) (1) 領収書等の記載事項の確認 4. ～6. (略) 7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、<u>振込明細書に係る支出目的書とともに振込明細書</u>を確認する必要があること。 振込みの方法により支出をした場合 振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かつた事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かつた支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、<u>当該支出の目的を記載した書面</u>）を作成することとされている。<u></u>		1. 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に掲げる事項 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。 1. ～2. (現行のとおり) 2. 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に掲げる事項 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。 3. (現行のとおり) (1) 領収書等の記載事項の確認 4. ～6. (現行のとおり) 7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）</u>を確認する必要があること。 振込みの方法により支出をした場合 振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かつた事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かつた支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、<u>振込明細書に係る支出目的書</u>）を作成することとされている。<u>（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）</u>		

○政治資金規正法施行規則改正（平成 24 年 4 月 29 日施行）を反映。

求書等」と突合する。 ○領収書等とは 当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならない。 (2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と突合する。 なお、振込みの方法による支出であって振込明細書 <u>があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されている場合は、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u> と突合する。 ○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは 領収書等を徴し難い事情があった旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。 ○振込明細書とは 金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。 ○振込明細書に係る支出目的書とは 振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。	(1) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。 ○領収書等とは 当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならない。 (2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と突合する。 なお、振込みの方法による支出であって振込明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)</u> がある場合は、<u>これらの書類</u> と突合する。 ○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは 領収書等を徴し難い事情があった旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。 ○振込明細書とは 金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。 ○振込明細書に係る支出目的書とは 振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。	
19. (略)	19. (現行のとおり)	

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。 なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。 ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合 ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか <u>確認が困難である</u> <u> </u> 場合 ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。 支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い 支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。 （１） 略 （２） 主たる事務所の所在地について 支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。 （３） 略 21. 及び 22. （略）	20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。 なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。 ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合 ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか <u>否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている</u> <u>場合</u> ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。 支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い 支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。 （１） 現行のとおり （２） 主たる事務所の所在地について 支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。 （３） 現行のとおり 21. 及び 22. （現行のとおり）	○平成２４年度第１回委員会資料の内容を反映。
---	---	-------------------------------

3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

23. ～25. （略）

「収支報告書の必要記載事項」とは
（略）

収支報告書等の記載方法等に関する見解
（参考資料 ____）収支報告書等の記載方法等に関する見解を参照すること。

26. （略）

4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

（1）一般的事項

27. 及び 28. （略）

領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面
国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し _____ _____）を収支報告書に併せて提出する必要がある。

29. 及び 30. （略）

3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

23. ～25. （現行のとおり）

「収支報告書の必要記載事項」とは
（現行のとおり）

収支報告書等の記載方法等に関する見解
（参考資料 <u>Ⅲ.</u> ）平成20年度第8回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法等に関する見解」及び平成21年度第1回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」等を参照すること。

26. （現行のとおり）

4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

（1）一般的事項

27. 及び 28. （現行のとおり）

領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面
国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し <u>。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要。</u> ）を収支報告書に併せて提出する必要がある。

(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例 31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。 ・ 香典・祝儀 領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているため。 ・ 金銭以外の支出 物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが事実上困難であるため。 ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入 自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。 なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。 ・ 振込みの方法による支出 振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。 なお、金融機関が <u>発行</u> した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等 _____ に代えることができる。 _____ _____ ・ 口座振替の利用 公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。 なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は領収書等に該当する。 32. (略)	29. 及び 30. (現行のとおり) (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例 31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。 ・ 香典・祝儀 領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているため。 ・ 金銭以外の支出 物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが事実上困難であるため。 ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入 自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。 なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。 ・ 振込みの方法による支出 振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。 なお、金融機関が <u>作成</u> した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等 <u>の写し</u> に代えることができる。 <u>ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。</u> ・ 口座振替の利用 公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。 なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は領収書等に該当する。 32. (現行のとおり)	○表現を統一 ○表現を統一 ○政治資金規正法施行規則改正（平成 24 年 4 月 29 日施行）を反映。
---	--	---

Ⅵ. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング		
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的		
1. 及び 2. (略)		
2. ヒアリング事項		
3. ～6. (略)		
(1) 会計処理方法		
7. ～9. (略)		
(2) 支出項目の区分の分類		
10. (略)		
支出項目の区分の分類の確認		
(略)		
支出項目の区分の分類		
政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。		

Ⅵ. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング		
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的		
1. 及び 2. (現行のとおり)		
2. ヒアリング事項		
3. ～6. (現行のとおり)		
(1) 会計処理方法		
7. ～9. (現行のとおり)		
(2) 支出項目の区分の分類		
10. (現行のとおり)		
支出項目の区分の分類の確認		
(現行のとおり)		
支出項目の区分の分類		
政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。		
(参考資料Ⅳ.)平成21年度第2回政治資金適正化委員会資料「支出項目の区分の分類について」を参照すること。		

（３）書面監査では支出の状況が確認できなかったもの

11. ～15. （略）

（４）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

16. （略）

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは	
登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。	
・ 領収書への印紙の貼付漏れ	受け取り金額が３万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）
・ 人件費関係の書類の不備	使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
・ 事務所の借料損料の取扱い	会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合
【参照条文】	
政治資金規正法施行規則（抄）	
エ 事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

17. ～19. （略）

（３）書面監査では支出の状況が確認できなかったもの

11. ～15. （現行のとおり）

（４）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

16. （現行のとおり）

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは	
登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。	
・ 領収書への印紙の貼付漏れ	受け取り金額が３万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）
・ 人件費関係の書類の不備	使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
・ 事務所の借料損料の取扱い	会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合
・ <u>政治資金監査報酬の取扱い</u>	<u>政治資金監査報酬が記載されていない場合</u>
【参照条文】	
政治資金規正法施行規則（抄）	
エ 事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

17. ～19. （現行のとおり）

VII. 政治資金監査報告書	VII. 政治資金監査報告書	
1. ～3. （略） 1. 政治資金監査報告書の記載事項 4. ～15. （略） 16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。 ・ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、記載例（１）の例によること。 ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（２）の例によること。 ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（３）の例によること。 ① （略） ② （略） ③ （略） また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（３）の（別記）（１）～（３）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。	1. ～3. （現行のとおり） 1. 政治資金監査報告書の記載事項 4. ～15. （現行のとおり） 16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。 ・ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、記載例（１）の例によること。<u>ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（４）の例によることが望ましいものであること。</u> ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（２）の例によること。 ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（３）の例によること。 ① （現行のとおり） ② （現行のとおり） ③ （現行のとおり） また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（３）の（別記）（１）～（３）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。	○支出が「ゼロ」の場合の政治資金監査報告書の記載例を追加。

会計帳簿等の関係書類の記載方法について	会計帳簿等の関係書類の記載方法について
記載例（１）～（３）のいずれ__の例による場合 <u>でも</u>、監査報告書中「<u>２__監査の結果</u>」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。 ・ 「<u>２__監査の結果（１）</u>」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。 なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。 （例）領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書_____が存在しなかった場合 （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。 なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書_____を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書_____は存在しなかった。 ・ 「<u>２__監査の結果（３）</u>」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。 ・ 「<u>２__監査の結果（４）</u>」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等_____が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。 <u>また、収支報告書に支出が計上されていない政治団体については、支出が計上されていないことを明確にしておくため、政治資金規正法上、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、当該政治団体に対する政治資金監査としては、会計帳簿と収支報告書に支出が計上されていないことの確認を行うこととなるが、この場合の監査報告書中「２．監査の結果」は、以下の記載例によること。</u> （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。 なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。 （２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 （３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書（※１）は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。 （４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難か	記載例（１）～（３）のいずれかの例による場合 ____、監査報告書中「<u>２__監査の結果</u>」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。 ・ 「<u>２__監査の結果（１）</u>」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。 なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。 （例）領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）が存在しなかった場合 （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。 なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。 ・ 「<u>２__監査の結果（３）</u>」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。 ・ 「<u>２__監査の結果（４）</u>」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u>が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。 （削除）

った支出の明細書等は、存在しなかった。		
17. 及び 18. (略)	17. 及び 18. (現行のとおり)	

2. 政治資金監査報告書記載例 (1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合 政治資金監査報告書 平成×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等及び振込明細書 について、支出に関する政治資金監査を行った。 (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等及び振込明細書 について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (4) この政治資金監査は、<u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）</u>において行った。 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等及び振込明細書	2. 政治資金監査報告書記載例 (1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合 政治資金監査報告書 平成×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）</u>について、支出に関する政治資金監査を行った。 (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (4) この政治資金監査は、<u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）</u>において行った。 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、<u>振込明細書及び振込明細書に係</u> 〇誤りを招きやすいため、記載を明確化。 〇同上。 〇同上。
--	--

_____が保存されていた。 (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>等及び振込明細書</u> に基づいて支出の状況が表示されていた。 (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>等</u> は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 3 業務制限 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以 上	<u>る支出目的書</u>が保存されていた。 (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u> に基づいて支出の状況が表示されていた。 (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u> は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 3 業務制限 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以 上	○誤りを招きやすいため、記載を明確化。 ○同上。
(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で <u>政治資金監査の実施場所</u> を特定すること。 (注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。 ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合 ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合	(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、<u>政治資金監査の実施場所</u> については、住所を併記することにより、<u>具体的に</u> 特定すること。 (注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。 ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合 ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合 ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくな	○政治資金監査に関するQ&AⅦ－8掲載事項を踏まえ、記載を追加。

(新設) (新設)	<u>った場合</u> (例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合 1 監査の概要 (1) ～ (3) 略 (4) この政治資金監査は、<u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）</u>において行った。 (※3) その他の留意事項 - 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「<u>1 監査の概要</u>」(1) 及び (3) には、<u>記載例どおりすべての書類を列記</u>すること。 「<u>2 監査の結果</u>」(1) 及び (3) には、<u>登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載</u>すること。	○政治資金監査に関するQ&AⅦ－1 2掲載事項を追加。 ○政治資金監査に関するQ&AⅦ－8掲載事項を踏まえ、記載を追加。 ○誤りを招きやすいため、政治資金監査報告書の作成における留意事項を追加。
--	---	---

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	
政治資金監査報告書 平成×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等及び振込明細書 _____について、支出に関する政治資金監査を行った。 (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等及び振込明細書 _____について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (4) この政治資金監査は、<u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）</u>において行った。 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等及び振込明細書 _____が保存されていた。 (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、<u>〇〇（※</u>	政治資金監査報告書 平成×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）</u>について、支出に関する政治資金監査を行った。 (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (4) この政治資金監査は、<u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）</u>において行った。 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>が保存されていた。 (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、<u>〇〇（※</u>	○誤りを招きやすいため、記載を明確化。 ○同上。 ○同上。

<u>3) の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</u> (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等及び振込明細書 に基づいて支出の状況が表示されていた。 (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等 は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 3 業務制限 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以 上	<u>3) の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</u> (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 に基づいて支出の状況が表示されていた。 (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書 及び振込明細書に係る支出目的書 は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 3 業務制限 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以 上	○誤りを招きやすいため、記載を明確化。 ○同上。
(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で <u>政治資金監査の実施場所</u> を 特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。 (※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。 (新設)	(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、<u>政治資金監査の実施場所</u> については、住所を併記することにより、<u>具体的に</u> 特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。 (※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。 (※4) その他の留意事項 - 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「<u>1 監査の概要</u>」(1)及び(3)には、<u>記載例どおりすべての書類を列記</u>すること。 「<u>2 監査の結果</u>」(1)及び(3)には、<u>登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載</u>すること。	○政治資金監査に関するQ&AⅦ－8掲載事項を踏まえ、記載を追加。 ○誤りを招きやすいため、政治資金監査報告書の作成における留意事項を追加。

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	
政治資金監査報告書 平成×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>等及び振込明細書</u> _____について、支出に関する政治資金監査を行った。 (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>等及び振込明細書</u> _____について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (4) この政治資金監査は、<u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）</u>において行った。 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、<u>（別記）を除き、以下のとおりである。</u> (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>等及び振込明細書</u> _____が保存されていた。 (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国	政治資金監査報告書 平成×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）</u> _____について、支出に関する政治資金監査を行った。 (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u> _____について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (4) この政治資金監査は、<u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）</u>において行った。 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、<u>（別記）を除き、以下のとおりである。</u> (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u> _____が保存されていた。 (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国	○誤りを招きやすいため、記載を明確化。 ○同上。 ○同上。

国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>等及び振込明細書</u> に基づいて支出の状況が表示されていた。 (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>等</u> は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 (別記)(※3) (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」 (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円) (3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの(××月××日・××費・××××円) ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○ 3 業務制限 ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以 上	国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u> に基づいて支出の状況が表示されていた。 (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u> は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 (別記)(※3) (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」 (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円) (3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの(××月××日・××費・××××円) ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○ 3 業務制限 ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以 上	○誤りを招きやすいため、記載を明確化。 ○同上。
(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、<u>た上で政治資金監査の実施場所を</u> 特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。 (※3)(2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。	(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、<u>政治資金監査の実施場所 については、住所を併記することにより、具体的に</u> 特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。 (※3)(2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。	○政治資金監査に関するQ&AⅦ－8掲載事項を踏まえ、記載を追加。

(新設)	(※4) その他の留意事項 - 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「<u>1 監査の概要</u>」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。 「<u>2 監査の結果</u>」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、<u>収支報告書の基礎となった書類を記載</u>すること。	○誤りを招きやすいため、政治資金監査報告書の作成における留意事項を追加。
-------------	--	---

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年月日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年月日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(新設)	<u>(４) 収支報告書に支出が計上されていない場合</u> <u>収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。</u> 政治資金監査報告書 平成×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊤ 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 平成×年×月×日 1 監査の概要 (１) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）</u>について、支出に関する政治資金監査を行った。 (２) この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 (３) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (４) この政治資金監査は、<u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※２）</u>において行った。 2 監査の結果	○支出が「ゼロ」の場合の政治資金監査報告書の記載例を追加。
-------------	---	--------------------------------------

	私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、<u>会計帳簿が保存されていた。</u> <u>なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。</u> (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、<u>会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。</u> (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、<u>領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。</u> 3 業務制限 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以 上	
	(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、<u>政治資金監査の実施場所 については、住所を併記することにより、具体的に 特定すること。</u>なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例（1）（※2）の（注）を参照のこと。 (※3) その他の留意事項 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、<u>「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおりすべての書類を列記</u>すること。	

(新設)	VIII. その他の留意事項	○章を追加。
(新設)	1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用 (1) 政治資金監査チェックリスト 1. <u>政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。</u> (2) 政治資金監査報告書チェックリスト 2. <u>政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。</u> 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト <u>(参考資料Ⅰ.)「政治資金監査チェックリスト」及び(参考資料Ⅱ.)「政治資金監査報告書チェックリスト」を参照すること。なお、関係士業団体においてもチェックシートが示されているところであること。</u>	○政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用を明記。
(新設)	2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応 3. <u>領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。</u> 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応 <u>収支報告書の提出後に生じた事情とは、以下のとおりである。</u> <u>会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合</u> <u>会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合</u> <u>また、収支報告書の提出後に生じた事情により、事情変更後の支出全体の状況又は収支報告</u>	○収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について明記。

	書の訂正内容について、会計責任者等から登録政治資金監査人が確認を求められた場合は、通常の政治資金監査と同様の方法により確認を行い、その結果については「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応に関する見解等 (参考資料 V.)「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。	
--	--	--